

女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会の開催について

平成26年6月24日
内閣総理大臣決定

- 1 女性職員の採用・登用の拡大及び職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図るための取組を総合的かつ効果的に推進するとともに、関係行政機関相互の緊密な連携を確保するため、女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下に幹事会を開催することとし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 協議会の庶務は、内閣官房内閣人事局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議長
構成員

内閣人事局長
内閣官房内閣総務官
内閣法制次長
内閣府事務次官
復興庁事務次官
総務事務次官
法務事務次官
外務事務次官
財務事務次官
文部科学事務次官
厚生労働事務次官
農林水産事務次官
経済産業事務次官
国土交通事務次官
環境事務次官
防衛事務次官
宮内庁次長
公正取引委員会事務総長
警察庁長官
金融庁長官
消費者庁長官
会計検査院事務総長
人事院事務総長